

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。
会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



「酒類の手持品課税(戻税)の申告等の手引」が届いていますが…

申告の必要はありません！

9月に入り、小牧税務署から「酒類の手持品課税(戻税)の申告等の手引」(問い合わせ先は名古屋中税務署酒類指導官)が送られてきています。よう、「申告しないといけないのか」といった問い合わせが多数来ています。

問い合わせは、居酒屋のみならず、酒類を扱っていない喫茶店やたこ焼き店などからもあり、中には10年以上前に居酒屋を経営していたがすでに廃業している人からも問い合わせがあるなど、手当たり次第に送っているようです。

よほど大規模な事業者でなければ申告の必要なし

申告の必要があるのは、10月1日の酒税率の改正に伴い税率が引き上げられる対象の酒類(いわゆる「第三のビール」および果実酒)の在庫が、10月1日時点で1800ℓ(一升瓶1000本分)ある人なので、よほど大規模な業者でなければ対象外になると思われま

手当たり次第に送られてきています

「手当たり次第に送らないでほしい」

会員からは、「関係ないところにも手当たり次第に送らないでほしい。税務署から手紙が来るといつもびつくりする」「紙の無駄づかいだ」「とつくの昔に廃業したのに今さら何で送ってくるのか」といった声も上がっています。

誤った書類の提出を求めたのに、間違いを認めようとしない小牧税務署！

西支部のKさん(飲食業)あてに、小牧税務署から8月24日付で「令和1年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について」という文書が送られてきました。内容をよく見ると、「見直し・確認をお願いします」といいながら、住宅借入金等特別控除額の記載欄の誤りと控除額の誤り(誤：137,000円→正：137,600円)ということで、ご丁寧に手書きで「修正申告書」が同封され、必要箇所に押印・記入の上返信用封筒で返信するようになっていました。

税務署からこうした手紙が来ることは、納税者にとっては心理的負担が大きいものです。このことについて、小牧税務署と話し合いを行いました。税務署側の対応は「参考までに送りました」と、あくまで誤りを認めようとはしない不誠実なものでした。

春日井民商としては、今後もこのような税務署の姿勢を問題にしてい



東海四谷怪談

前進座名古屋特別講演

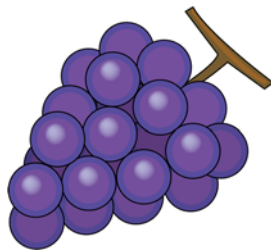
場所：日本特殊陶業市民会館
日程：10月11日(土)14:30開演
民商に千ヶツトあります
(特別価格 7,500円でのご案内です)

今年も岡山から《ぶどう》の便りが届きました

元南支部長の伊藤さんから今年も「《ぶどう》が色づいてきた」とのお知らせが届いています。品種は「ピオーネ」です。

2キロで4,000円、3キロは6,000円(いずれも送料込み)、それ以上については要相談で値引きありだそうです。希望の方は直接電話で注文してください。

☎090-8736-6800(伊藤)まで



◆ 来所の方へお願い ◆

新型コロナ関係の相談が多いため、事務所が非常に混みまっています。相談のある方は、事前に必ず電話で予約をしてからの来所をお願いします。

ネット通販でのサギに注意！

南支部長のSさんから、「まな板をネット通販で7,000円で購入したのに届かない」という話がありました。銀行に連絡したところ、「(相手の口座は)不正に使用されているので凍結の手続きに入っている」とのこと。ネット通販を利用する際は、信頼のおける業者かどうか口コミを参考にするなど気を付けましょう。